

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その  
日休むときは、  
翌日とする)

## 目 次

◇告 示 皆生温泉保護対策要綱

## 告 示

鳥取県告示第千二百十五号

皆生温泉保護対策要綱を次のように定める。

昭和五十七年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

皆生温泉保護対策要綱

(目的)

第一条 この要綱は、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に定める

もののほか、皆生温泉における温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退現象を防止し、もつて皆生温泉の恒久的保護と適正な利用の推進を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 源泉 温泉ゆう出路をいう。
- 二 利用源泉 現に温泉を採取している源泉をいう。
- 三 代替掘削 利用源泉の代替として、これと近接した位置に当該利用源泉と同等の口径及び深度を有する源泉を掘削することをいう。
- 四 増掘 源泉の口径を拡張し、又は深度を増加し若しくは温泉ゆう出量を切り下げることをいう。
- 五 特殊ポンプ 水中ポンプ、ボアホールポンプ、ジェットポンプ、ジェット付渦巻ポンプ、気泡ポンプその他これらと同等の機能を有するポンプをいう。

(温泉保護地域等の設定)

第三条 皆生温泉の区域内に温泉保護地域（以下「保護地域」という。）及び温泉準保護地域（以下「準保護地域」という。）を設定する。

2 保護地域とは、源泉相互間の影響が著しく、温泉資源を積極的に保護しなければならない区域をいい、その区域は、別表のとおりとする。

3 準保護地域とは、現に温泉がゆう出し、又はゆう出が予想される区域のうち、適正な開発をしなければ保護地域内の源泉に影響を及ぼすおそれのある区域をいい、次の各号に掲げる地区に区分するものとし、その区域は、別表のとおりとする。

## 一 第一準保護地区

源泉相互間に一定の間隔を置かなければ影響の発生が予想される区域

## 二 第二準保護地区

源泉相互間の影響の発生が軽微であると予想される区域

## (保護地域内における掘削等の制限)

第四条 保護地域内における新たな源泉の掘削は、原則として認めないものとする。ただし、次の第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の代替掘削及び第五号に該当する場合の掘削については、この限りでない。

一 利用源泉が災害により埋没し、原状に回復することが著しく困難と認められるとき。

二 利用源泉の崩壊、導水管の閉そく等によりゆう出量が著しく減少し、しゅんせつ工事を行つてもゆう出量の回復が困難と認められるとき。

三 利用源泉に係る土地を使用する権利の更新ができないとき。

四 国、県又は米子市が公益上必要と認めて行う工事等により、利用源泉が埋没を余儀なくされたとき。

五 温泉資源の有効的かつ適正な利用を図るために、県若しくは米子市が源泉を掘削するとき、又は温泉を集中管理する者が源泉を整理統合することに伴い掘削するとき。

2 保護地域内における増掘は、原則として認めないものとする。ただし、利用源泉のゆう出量が著しく減少した場合で、増掘以外の方法によつてはゆう出量の回復が困難と認められるときは、この限りでない。この場合において源泉のゆう出口の切り下げを行うときは、その深度は地表面

から三・〇メートル以内とする。

3 保護地域内における動力の装置については、次の各号の要件を満たすものに限り認めるものとする。

一 ポンプが、特殊ポンプ以外のものであること。

二 動力の出力が、三・七五キロワット以下であること。

三 動力ポンプの設置位置の深度が、地表面から三・〇メートル以内であること。

4 第一項第五号の掘削又は第二項の増掘をする場合の源泉の口径は十二・七センチメートル以内とする。

5 第一項ただし書の規定により源泉の掘削又は代替掘削をした者は、掘削の完了後、速やかに、旧源泉を完全に埋没しなければならない。

## (準保護地域内における掘削等の制限)

第五条 準保護地域内における新たな源泉の掘削は、前条第一項各号のいずれかに該当する場合又は次に掲げる要件を満たす場合において認められるものとする。

一 第一準保護地区の区域内においては、他の源泉との間隔が二百メートル以上であること。

二 第二準保護地区の区域内においては、他の源泉との間隔が百メートル以上であること。

2 準保護地域内における増掘は、周辺の利用源泉に及ぼす影響を考慮した上認めるものとする。ただし、源泉のゆう出口の切り下げを行うときは、その深度は地表面から三・〇メートル以内とする。

3 準保護地域内における動力の装置については、前条第三項の規定を準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特殊ポンプの

使用を認めるものとする。

一 運転水位が著しく低く、通常のポンプでは温泉を汲み上げることができないとき。

二 温泉の温度が著しく高く、通常のポンプでは温泉を汲み上げることができないとき。

4 前条第四項及び第五項の規定は、準保護地域内における源泉の掘削又は増掘について準用する。

(未利用源泉等に対する措置)

第六条 保護地域内又は準保護地域内において源泉を掘削した者は、掘削工事の完了した後一年以内に適正な利用を行うよう努めなければならない。

2 保護地域内又は準保護地域内において温泉を採取する者は、その採取を廃止したときは、当該源泉を完全に埋没するよう努めなければならない。

(温泉ゆう出目的以外の土地掘削の届出)

第七条 保護地域内又は準保護地域内において水井戸の掘削をしようとする者は、あらかじめ、様式第一号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 保護地域内又は準保護地域内において建築物の地下工作工事その他の地下工作工事をしようとする者は、あらかじめ、様式第二号による届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和五十七年十二月八日から施行する。

別表(第三条関係)

温泉 準保護地域		温泉 準保護地区	温泉 準保護地区
区	分	区	城
		米子市皆生字東離池、字北離池、字北大境、字南大境及び字南離池の各全部並びに同市皆生字砂池西及び字沖大境並びに同市上福原字北浜屋敷、字大北浜ノ巻、字北浜山中、字中大境及び字北浜開の各一部(次の図に示す部分に限る。)	米子市皆生字東離池、字北離池、字北大境、字南大境及び字南離池の各全部並びに同市皆生字砂池西及び字沖大境並びに同市上福原字北浜屋敷、字大北浜ノ巻、字北浜山中、字中大境及び字北浜開の各一部(次の図に示す部分に限る。)
		米子市皆生字灘浜、字沖雁座、字藤九郎新田、字ウドロ、字小砂池及び字西大池並びに同市上福原字北浜沖開の各全部並びに同市皆生字灘端東新田、字村新田、字悪水西新田、字高島屋新田、字池口沖、字沖池口、字池口、字東雁座、字西雁座、字ウドロ沖、字砂池沖、字北砂池、	米子市皆生字灘浜、字沖雁座、字藤九郎新田、字ウドロ、字小砂池及び字西大池並びに同市上福原字北浜沖開の各全部並びに同市皆生字灘端東新田、字村新田、字悪水西新田、字高島屋新田、字池口沖、字沖池口、字池口、字東雁座、字西雁座、字ウドロ沖、字砂池沖、字北砂池、

字南砂池、字東砂池及び字西灘端野浪新田、同市上福原字灘浜、字北浜新田、字北浜開、字大境及び字大北浜ノ巻並びに同市東福原字沖林ノ十二の各一部並びに同市皆生地先公有水面、同市上福原地先公有水面及び同市東福原地先公有水面の各一部(次の図に示す部分に限る。)

備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県衛生環境部自然保護課に備え置いて縦覧に供する。

様式第1号 (第7条関係)

皆生温泉保護(準保護) 地域内における水井戸掘削届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり皆生温泉保護対策要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

-

届出者 住所 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

㊦

水井戸の使用の目的		
水井戸の掘削地	地 番	
	地 目	
掘削地の付近の状況	別添のとおり(周囲200mの見取図)	
水井戸の口径等	口 径	cm
	深 さ	m
口径等の井管の種類		
工 事 施 行 者		
工 事 の 施 行 方 法		
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期		

様式第2号 (第7条関係)

皆生温泉保護 (準保護) 地域内における地下工作工事届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり皆生温泉保護対策要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

-

住所

届出者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

地下工作物を設置する目的		
地下工作物の種類及び規模		
地下工作物の設置場所	地 番	
	地 目	
設置場所	付近の状況	別添のとおり (周囲200mの見取図)
工 事 施 行 者		
工 事 の 施 行 方 法		
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期		